

青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号）の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第六十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十三条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な</u></p>	<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十三条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>い理由を記録すること。</u></p> <p><u>五～七</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 次条において準用する第二十一条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>五 第七十三条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>六</u> 次条において準用する第二十八条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>七</u> 次条において準用する第三十九条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>八</u> 次条において準用する第四十一条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>三～五</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 次条において準用する第二十一条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p><u>五</u> 次条において準用する第二十八条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>六</u> 次条において準用する第三十九条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>七</u> 次条において準用する第四十一条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第八十二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業所が <u>法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年青森市条例第三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（<u>指定介護予防サービス等基準条例第</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第八十二条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（<u>同条例</u> 第</p>

改正後	改正前
<p>八十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>八十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第八十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三～五 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第八十七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四十二条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たし</p>	<p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第八十七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四十二条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たし</p>

改正後	改正前
<p>ているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第八十六条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第二十八条の規定による保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方</p>	<p>ているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方</p>

改正後	改正前
<p>針)</p> <p>第九十六条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>六～八 [略]</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>	<p>針)</p> <p>第九十六条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>四～六 [略]</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>五～九 [略]</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>四 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>五・六 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十八条 [略]</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第九十六条第一項第五号、第二項第</u></p>	<p>三～七 [略]</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九十八条 [略]</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>三</u> 次条において準用する第二十八条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>四</u> 次条において準用する第三十九条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>五</u> 次条において準用する第四十一条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十八条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>5</u> 指定通所リハビリテーション事業者が</p>	<p><u>二</u> 次条において準用する第二十八条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>三</u> 次条において準用する第三十九条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>四</u> 次条において準用する第四十一条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十八条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>4</u> 指定通所リハビリテーション事業者が</p>

改正後	改正前
<p>指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項から 第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第百四十一条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>五～七 [略]</p>	<p>指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項から 第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第百四十一条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三～五 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2 [略]</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十七条第一項から<u>第五項</u>までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一</p>	<p>2 [略]</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p><u>6</u> 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十七条第一項から<u>第四項</u>までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一</p>

改正後	改正前
<p>項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十六条 [略]</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百四十一条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第二十八条の規定による保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p>項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十六条 [略]</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設基準条例</u></p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院基準条例</u></p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百八条及び第二百六条において同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号）</u></p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年青森市条例第三号）</u></p> <hr/> <p>第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百八条及び第二百六条において同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</p> <p>2・3 [略]</p>